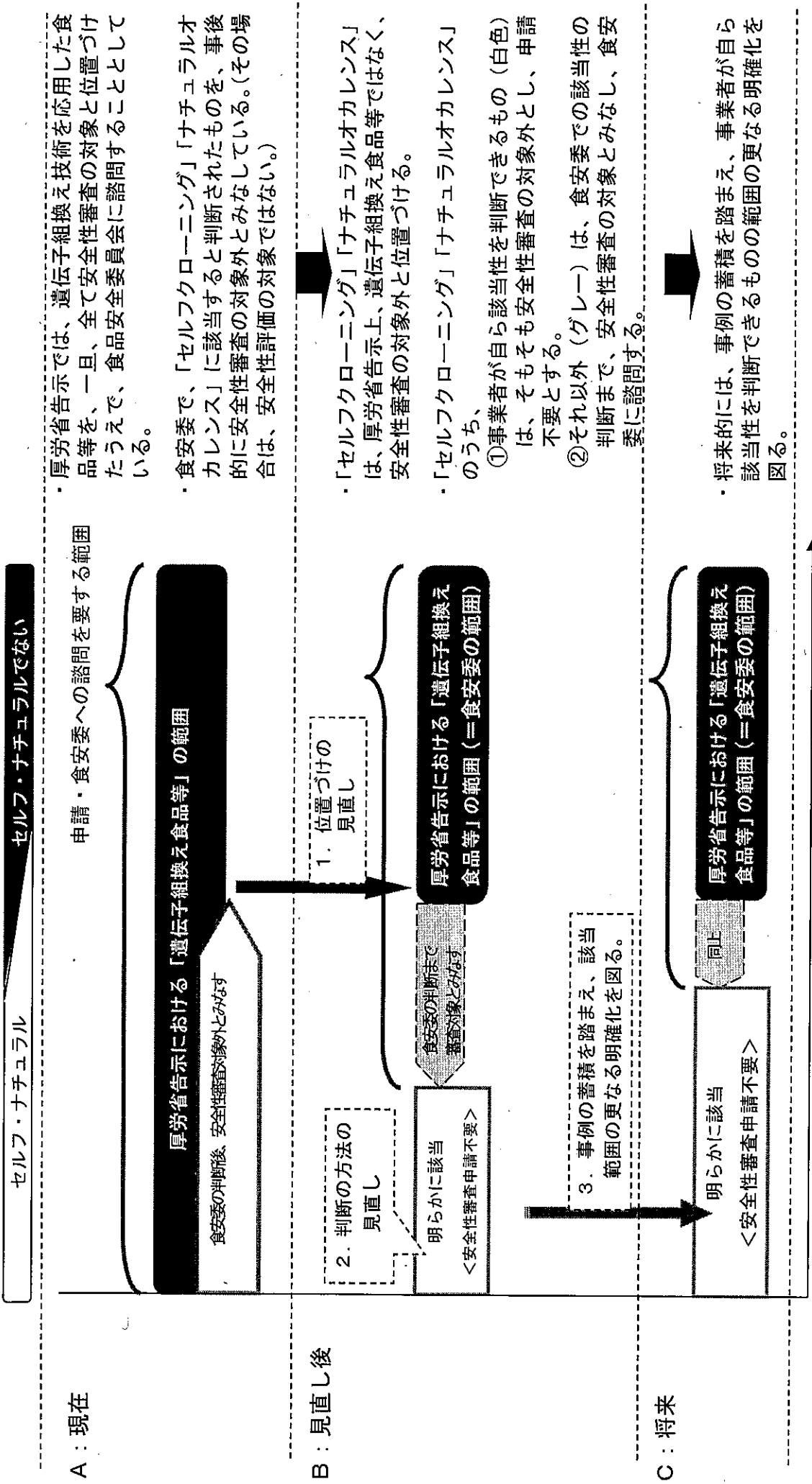


「セルフクローニング」・「ナチュラルオカレンス」取扱いについて(イメージ図)



・厚労省告示では、遺伝子組換え技術を応用した食品等を、一旦、全て安全性審査の対象と位置づけたうえで、食品安全委員会に諮問することとしている。

・食安委で、「セルフクローニング」「ナチュラルオカレンス」に該当すると判断されたものを、将来的に安全性審査の対象外とみなしている。(その場合は、安全性評価の対象ではない。)

・「セルフクローニング」「ナチュラルオカレンス」は、厚労省告示上、遺伝子組換え食品等ではなく、安全性審査の対象外と位置づける。

・「セルフクローニング」「ナチュラルオカレンス」のうち、
①事業者が自ら該当性を判断できるもの(白色)は、そもそも安全性審査の対象外とし、申請不要とする。

②それ以外(グレー)は、食安委での該当性の判断まで、安全性審査の対象とみなし、食安委に諮問する。

・将来的には、事例の蓄積を踏まえ、事業者が自ら該当性を判断できるものの範囲の更なる明確化を図る。